

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 産業振興課

許認可等の内容	利用の許可	経 No. 31
---------	-------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市職業訓練センター条例第4条
審査基準	関係条項	鹿沼市職業訓練センター条例第5条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市職業訓練センター利用の許可の基準 1 鹿沼市職業訓練センター利用許可申請に対する許可(条例第4条) (1) センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (2) 市長は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする場合に条件を付することができる。 2 鹿沼市職業訓練センター利用許可基準(条例第5条) 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する行為をいう。)を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設等を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(※暴力団排除条例の施行に伴う整理) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成24年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

經濟部 産業振興課

許認可等の内容	使用料の減免	経 No. 33
---------	--------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市職業訓練センター条例第 1 2 条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 鹿沼市職業訓練センター使用料の減免承認基準 市長は、利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 4 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 日 (休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 2 4 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 観光交流課

許認可等の内容	使用料等の減免	経 No. 46
---------	---------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市前日光つつじの湯交流館条例第6条
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 鹿沼市前日光つつじの湯交流館使用料等の減免承認基準 市長は、利用者において使用料又は専用使用料（以下「使用料等」という。）を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者から使用料等を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料等の一部又は全部に相当する額を免除することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更（※減免規定の明確化） 平成 年 月 日変更（※）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	使用料：総日数 1日（休日は含まない。） 専用使用料・設置使用料：総日数 7日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 観光交流課

許認可等の内容	屋台公園内の行為の許可	経 No. 59
---------	-------------	----------

根拠法令及び条項		かぬま屋台公園条例第4条第1項
審査基準	関係条項	かぬま屋台公園条例第4条第3項において準用する鹿沼市都市公園条例第5条第2項
	基準 (未設定の場合はその理由)	かぬま屋台公園(以下「屋台公園」という。)内の行為の許可の基準 1 屋台公園内の行為の許可申請に対する許可(第4条第1項) 屋台公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 行商、露店商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興行すること。 (4) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために屋台公園の全部又は一部を独占して利用すること。 2 屋台公園内の行為の許可基準(かぬま屋台公園条例第4条第3項において準用する鹿沼市都市公園条例第5条第2項) 市長は、次に掲げる場合には前項の許可をしないことができる。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことが予想される場合 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する行為をいう。)を行うおそれがある者が利用し、又は公園の利用が暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められる場合 (3) 従前に許可したときに義務を果たさなかったと認められる場合 (4) 施設の利用に当たり使用料等を納付しない場合 (5) その他市長が公園の利用として適当でないと認めた場合 3 許可の条件(第4条第2項) 市長は、1の許可をするときは、屋台公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日 設定 平成 1 6 年 8 月 1 日 変更(※許認可基準の明確化) 平成 2 5 年 3 月 1 日 変更(※暴力団排除条例の施行に伴う整理)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日 設定 平成 年 月 日 変更(※) 平成 年 月 日 変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 観光交流課

許認可等の内容	屋台公園有料施設の利用許可	経 No. 61
---------	---------------	----------

根拠法令及び条項		かぬま屋台公園条例第6条第2項			
審査基準	関係条項				
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(②)(将来的に申請の対象が見込まれるものの、過去に申請実績がなく、又は申請がまれであって、あらかじめ基準を設定することが困難であるため。)			
	参考事項				
	設定等年月日	平成 年 月 日設定			
		平成 年 月 日変更(※			)
		平成 年 月 日変更(※			)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日(休日は含まない。)			
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定			
		平成 年 月 日変更(※			)
		平成 年 月 日変更(※			)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 観光交流課

許認可等の内容	屋台公園の占用の許可	経 No. 62
---------	------------	----------

根拠法令及び条項		かぬま屋台公園条例第 7 条において例によることとされている鹿沼市都市公園条例第 10 条第 1 項
審査基準	関係条項	都市公園法第 2 条第 2 項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 屋台公園に公園施設（都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項にいう公園施設をいう。）以外の工作物その他の物件又は施設を設けて屋台公園を占有しようとする者に対する許可の基準及び申請手続については、鹿沼市都市公園の例による。 2 鹿沼市都市公園条例第 10 条第 1 項の規定 市長は、公衆の利用に著しい支障を及ぼさない場合及び必要やむを得ないと認められる場合に限り、公園の一部の占有を許可することができる。
	参考事項	都市公園法第 6 条
	設定等年月日	平成 9 年 10 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 9 年 10 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 観光交流課

許認可等の内容	屋台公園の使用料等の減免	経 No. 65
---------	--------------	----------

根拠法令及び条項		かぬま屋台公園条例第8条第3項において例によることとされている鹿沼市都市公園条例第15条	
審査基準	関係条項		
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 前2項の規定による占用料及び使用料の徴収、還付及び減免については、鹿沼市都市公園の例による。 2 鹿沼市都市公園条例の規定 市長は、使用料等を納入できないやむを得ない事情があり、又は使用料等を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 日(休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 観光交流課

許認可等の内容	特別地域内における行為の許可	経 No. 71
---------	----------------	----------

根拠法令及び条項		栃木県立自然公園条例第 1 2 条第 3 項
審査基準	関係条項	栃木県立自然公園条例施行規則第 1 5 条の 2
	基準 (未設定の場合はその理由)	特別地域内における行為の許可基準については、栃木県立自然公園条例施行規則第 1 5 条の 2 に規定のとおり。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 3 年 2 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 3 0 日 (休日は含まない)
標準処理期間	設定等年月日	平成 2 3 年 2 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 観光交流課

許認可等の内容		専用利用の許可	経 No. 78
---------	--	---------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市まちの駅新鹿沼宿条例第 4 条第 1 項	
審査基準	関係条項	鹿沼市まちの駅新鹿沼宿条例第 5 条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、新鹿沼宿の専用利用が次の各号のいずれかに該当するときは、新鹿沼宿の専用利用を許可しない。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 1 号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又は新鹿沼宿の利用が暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他新鹿沼宿の管理上支障があると認められるとき。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 2 4 年 3 月 1 日設定 平成 2 5 年 3 月 1 日変更（※暴力団排除条例の施行に伴う整理 ） 平成 年 月 日変更（※ ）	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 日（休日は含まない。）	
	設定等年月日	平成 2 4 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※ ） 平成 年 月 日変更（※ ）	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 農政課

許認可等の内容	利用の許可	経 No. 86
---------	-------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市農産加工所条例第3条第1項
審査基準	関係条項	鹿沼市農産加工所条例第4条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市農産加工所利用許可の基準 1 鹿沼市農産加工所利用申請に対する許可(条例第3条) (1) 加工所を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (2) 市長は、前項の許可に条件を付することができる。 2 鹿沼市農産加工所利用許可基準(条例第4条) 市長は、加工所の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、加工所の利用の許可をしてはならない。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する行為をいう。)を行うおそれがある者が利用し、又は加工所の利用が暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 加工所の施設又はその附属設備(以下「施設等」という。)を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他管理上支障が生ずると認められるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日 設定 平成 1 6 年 8 月 1 日 変更(※許認可基準の明確化) 平成 2 5 年 3 月 1 日 変更(※暴力団排除条例の施行に伴う整理)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日 設定 平成 2 1 年 3 月 1 日 変更(※標準処理期間の短縮) 平成 年 月 日 変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 農政課

許認可等の内容		利用の許可	経 No. 98
---------	--	-------	----------

根拠法令及び条項		鹿沼市都市農村交流施設条例第3条	
審査基準	関係条項	鹿沼市都市農村交流施設条例第4条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市都市農村交流施設利用の許可の基準 1 鹿沼市都市農村交流施設利用許可申請に対する許可(条例第3条) (1) 交流施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (2) 市長は、交流施設の施設管理上必要があると認めるときは、(1)の許可をする場合に条件を付することができる。 (3) (1)の許可に係る事項を変更するときは、市長の承認を得なければならない。 2 鹿沼市都市農村交流施設利用許可基準(条例第4条) 市長は、交流施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、交流施設の利用を許可しない。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する行為をいう。)を行うおそれがある者が利用し、又は交流施設の利用が暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他交流施設の管理上支障があると認められるとき。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(※暴力団排除条例の施行に伴う整理) 平成 年 月 日変更(※)	
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日(休日は含まない。)	
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 3)

不利益処分に関する処分基準 個票

経済部 産業振興課 (公設地方卸売市場)

不利益処分の内容		買受人の承認の取消し	経 No. 144
----------	--	------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市公設地方卸売市場条例第 1 9 条	
処分基準	関係条項	鹿沼市公設地方卸売市場条例第 1 7 条第 3 項第 1 号及び第 3 号	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	1 買受人の承認の取消し 市長は、買受人が第 1 7 条第 3 項第 1 号又は第 3 号に該当すること となったとき、又は卸売の相手として必要な資力若しくは信用を有し なくなったときは、買受人の承認を取り消すものとする。 2 第 1 7 条第 3 項の規定 (1) 破産者で復権を得ない者であるとき。(第 1 号) (3) 当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者の役員又 は使用人であるとき。(第 3 号)	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 9 年 1 0 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 堆肥化センター

許認可等の内容	利用者登録	経 No. 186
---------	-------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市堆肥化センター条例第6条
審査基準	関係条項	鹿沼市堆肥化センター条例第5条及び第7条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市堆肥化センター利用者登録の基準 1 利用者登録(条例第6条) (1) センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、利用者としての登録(以下「利用者登録」という。)を受けなければならない。 (2) 市長は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、利用者登録をする場合に条件を付することができる。 (3) 利用者登録に係る事項を変更するときは、市長の承認を得なければならない。 2 利用者の範囲(条例第5条) センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 市内に住所を有する者で畜産業、造園業、木工業又は林業(以下「畜産業等」という。)を営むもの (2) 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体で畜産業等を営むもの (3) その他市長が必要と認める者 3 利用者登録の制限(条例第7条) 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録を許可しない。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する行為をいう。)を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (裏面へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(※暴力団排除条例の施行に伴う整理) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 堆肥化センター

許認可等の内容	利用者登録	経 No. 186
---------	-------	-----------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	(3) 施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) 廃棄物処分業者その他これに準ずる者が廃棄物の処分を目的としているおそれがあると認められるとき。 (5) 有機性資源の搬入量がセンターの処理能力を超えるおそれがあると認められるとき。 (6) その他センターの管理上支障があると認められるとき。
------	-------------------------	--

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 堆肥化センター

許認可等の内容	市有自動車の利用許可	経 No. 187
---------	------------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市堆肥化センター条例第8条第2項
審査基準	関係条項	鹿沼市堆肥化センター条例第5条、第6条、第7条
	基準 (未設定の場合はその理由)	鹿沼市堆肥化センター市有自動車の利用基準 下記の1から3に示す鹿沼市堆肥化センター利用者登録基準に基づき鹿沼市堆肥化センターの利用者登録を行っている者で、あらかじめ市長の許可を得た者 1 利用者の範囲(条例第5条) センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 市内に住所を有する者で畜産業、造園業、木工業又は林業(以下「畜産業等」という。)を営むもの (2) 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体で畜産業等を営むもの (3) その他市長が必要と認める者 2 利用の許可(条例第6条) (1) センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、利用者としての登録(以下「利用者登録」という。)を受けなければならない。 (2) 市長は、センターの施設管理上必要があると認めるときは、利用者登録をする場合に条件を付することができる。 (3) 利用者登録に係る事項を変更するときは、市長の承認を得なければならない。 3 許可の基準(条例第7条) 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録を許可しない。 (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (裏面へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成25年 3月 1日変更(※暴力団排除条例の施行に伴う整理) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 堆肥化センター

許認可等の内容	市有自動車の利用許可	経 No. 187
---------	------------	-----------

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	(2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が利用し、又はセンターの利用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) 廃棄物処分業者その他これに準ずる者が廃棄物の処分を目的としているおそれがあると認められるとき。 (5) 有機性資源の搬入量がセンターの処理能力を超えるおそれがあると認められるとき。 (6) その他センターの管理上支障があると認められるとき。
------	-------------------------	--

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 林政課

許認可等の内容	森林経営計画の認定	経 No. 195
---------	-----------	-----------

根拠法令及び条項		森林法第 1 1 条第 1 項
審査基準	関係条項	森林法第 1 1 条第 2 項から第 6 項まで 森林法施行令第 3 条 森林法施行規則第 8 条の 2 0 から第 1 3 条の 3 まで
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 森林所有者等が、単独で又は共同して、基準に適合する森林(※1)において、必要な事項(※2)を記入し、必要な書類(※3)を添付して作成した森林経営計画書(5 年を 1 期とする)が、次に掲げる要件の全てをみたすときには、当該計画書が適当である旨の認定をすることができる。 (1) 長期の方針(※4)が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。 (2) 法に掲げる事項(※5)が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。 ア 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準(※6) イ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準(※7) (3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。 (4) 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。 (裏面へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 1 4 年 4 月 1 日設定 平成 2 5 年 3 月 1 日変更(森林法の改正に伴う整理) 平成 年 月 日変更 ()
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 2 0 日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 1 4 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 林政課

許認可等の内容	森林経営計画の認定	経 No. 195
---------	-----------	-----------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合 はその理由)	(5) 法に掲げる事項(※8)に火入れに関する事項が記載されている場合は、その火入れをする目的が造林のための地こしらえ又は害虫駆除であること。 (6) 当該森林経営計画に法第 11 条第 3 項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申し出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令(※9)で定める要件に該当するものであること。 (※1) 法施行令第 3 条第 1 項及び第 2 項の基準に適合する森林を指す。 (※2) 法第 1 1 条第 2 項の各号及び第 3 項の事項を指す。 (※3) 法施行規則第 1 1 条で定める書類を指す。 (※4) 法第 1 1 条第 2 項第 1 号の方針を指す。 (※5) 法第 1 1 条第 2 項第 3 号～第 6 号に掲げる事項を指す。 (※6) 法施行規則第 1 2 条の基準を指す。 (※7) 法施行規則第 1 3 条の 1 の基準を指す。 (※8) 法第 1 1 条第 2 項第 4 号又は第 7 号に掲げる事項を指す。 (※9) 法施行規則第 1 3 条の 2 第 1 項及び第 2 項の要件を指す。
------	-------------------------	--

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 林政課

許認可等の内容	森林経営計画の変更の認定	経 No. 196
---------	--------------	-----------

根拠法令及び条項		森林法第 1 2 条第 1 項及び第 2 項
審査基準	関係条項	森林法第 1 2 条第 3 項において準用する第 1 1 条第 4 項から第 6 項まで 森林法施行令第 3 条 森林法施行規則第 8 条の 2 0 第 1 項から第 1 3 条の 4 まで
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 森林所有者等が、単独で又は共同して、基準に適合する森林(※1)において、必要な事項(※2)を記入し、必要な書類(※3)を添付して作成した変更後の森林経営計画書(5 年を 1 期とする)が、次に掲げる要件の全てをみたすときには、当該変更後の計画書が適当である旨の認定をすることができる。 (1) 長期の方針(※4)が、変更後の森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。 (2) 法に掲げる事項(※5)が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。 ア 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準(※6) イ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準(※7) (3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。 (4) 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。 (裏面へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 1 4 年 4 月 1 日設定 平成 2 5 年 3 月 1 日変更(※森林法の改正に伴う整理) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 2 0 日(休日は含まない。)
標準処理期間	設定等年月日	平成 1 4 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 林政課

許認可等の内容	森林経営計画の変更の認定	経 No. 196
---------	--------------	-----------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(5) 法に掲げる事項(※8)に火入れに関する事項が記載されている場合は、その火入れをする目的が造林のための地こしらえ又は害虫駆除であること。 (6) 当該森林経営計画に法第11条第3項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申し出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令(※9)で定める要件に該当するものであること。 (※1) 法施行令第3条第1項及び第2項の基準に適合する森林を指す。 (※2) 法第11条第2項の各号及び第3項の事項を指す。 (※3) 法施行規則第11条で定める書類を指す。 (※4) 法第11条第2項第1号の方針を指す。 (※5) 法第11条第2項第3号～第6号に掲げる事項を指す。 (※6) 法施行規則第12条の基準を指す。 (※7) 法施行規則第13条の1の基準を指す。 (※8) 法第11条第2項第4号又は第7号に掲げる事項を指す。 (※9) 法施行規則第13条の2第1項及び第2項の要件を指す。
------	---------------------	--

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 林政課

許認可等の内容		保安林における立木の伐採の許可	経 No. 199
根拠法令及び条項		森林法第 3 4 条第 1 項 (第 4 4 条において準用する場合を含む。)	
審査基準	関係条項	森林法第 3 4 条第 1 項ただし書、第 3 項及び第 4 項 森林法施行規則第 2 2 条の 8 第 1 項 森林法施行令第 4 条の 3 第 1 項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 許可を要しない場合 市長の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合 (2) 次条第 1 項に規定する択伐による立木の伐採をする場合 (3) 第 3 4 条の 3 第 1 項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合 (4) 第 3 9 条の 4 第 1 項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法及び時期に関する事項に従って立木の伐採をする場合 (5) 森林所有者等が第 4 9 条第 1 項の許可を受けて伐採する場合 (6) 第 1 8 8 条第 2 項の規定に基づいて伐採する場合 (7) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合 (8) 除伐する場合 (9) その他農林水産省令で定める場合 (2 参照) 2 農林水産省令で定める場合 農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。 (1) 国又は都道府県が保安施設事業、砂防法第 1 条の砂防工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくはぼた山崩壊防止工事を実施するため立木を伐採する場合 (2) 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守の支障となる立木を伐採する場合 (3) 倒木又は枯死木を伐採する場合 (裏面 1 へ)	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 3 0 日 (休日は含まない。)	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)	

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 林政課

許認可等の内容	保安林における立木の伐採の許可	経 No. 199
---------	-----------------	-----------

(裏面 1)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(4) こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木を伐採する場合 (5) 森林法第 3 4 条第 2 項の規定による許可を受けて、当該保安林の機能に代替する機能を有する施設を設置し、又は当該施設を改良するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合 (6) 樹木又は林業種苗に損害を与える害虫、菌類及びバイラスであって都道府県知事が指定するものを駆除し、又はそのまん延を防止するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合 (7) 林産物の搬出その他森林施業に必要な設備を設置するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合 (8) その土地の占有者及びその立木の所有者の同意を得て土地収用法（昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号）第 3 条各号に掲げる事業のために必要な測量又は実地調査を行なう場合において、その支障となる立木を除去するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合 (9) 道路、鉄道、電線その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に対し、著しく被害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は当該設備若しくは建築物の用途を著しく妨げている立木を緊急に除去するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従って立木を伐採する場合 (10) 国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事と協議するところに従い当該国有林の立木を伐採する場合 3 市長は、立木を伐採の許可の申請があった場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をするとともにこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。 4 市長は、立木を伐採の許可の申請があった場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をするとすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について同項の許可をするとすれば当該伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、政令で定める基準（5 参照）に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。 (裏面 2 へ)
------	---------------------	---

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 林政課

許認可等の内容	保安林における立木の伐採の許可	経 No. 199
---------	-----------------	-----------

(裏面2)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	5 法第34条第4項の政令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 同一の単位とされる保安林等の立木について皆伐による伐採をしようとする申請が二以上ある場合には、おおむね、次により、その申請に係る伐採の面積を当該同一の単位とされる保安林等につき前条第3項の規定により公表された皆伐面積の限度まで縮減する。 イ 同一の単位とされる保安林等ごとに、申請に係る伐採面積の合計を当該申請がされた森林の森林所有者別に区分した場合に、当該森林所有者でその区分された面積が当該同一の単位とされる保安林等においてその者が森林所有者となっている森林の年伐面積の限度（当該森林につき当該申請前に当該伐採年度における皆伐による伐採に係る法第34条第1項の許可がされている場合には、その許可された面積をその年伐面積の限度たる面積から差し引いて得た面積。以下この号において同じ。）を超えないものが森林所有者となっている当該同一の単位とされる保安林等に係る伐採については、縮減しない。 ロ 同一の単位とされる保安林等ごとに、申請に係る伐採面積の合計を当該申請がされた森林の森林所有者別に区分した場合に、当該森林所有者でその区分された面積が当該同一の単位とされる保安林等においてその者が森林所有者となっている森林の年伐面積の限度を超えるものが森林所有者となっている当該同一の単位とされる保安林等に係る伐採については、当該森林の年伐面積の限度（当該森林に係る伐採の申請が二以上あるときは、その申請面積に応じて当該年伐面積の限度たる面積をあん分して得た面積）まで縮減する。 ハ ロの場合において、当該同一の単位とされる保安林等につき、ロの規定によるとして伐採が認められる面積の合計にイの規定による伐採が認められる申請がある場合にはその申請面積の合計を加えた総計の面積が前条第3項の規定により公表された皆伐面積の限度に達しないときは、ロの規定にかかわらず、その達するまでの部分の面積をロの規定によるとすれば縮減される伐採の申請のその縮減部分の面積に応じてあん分した面積（当該申請が一であるときは、その達するまでの部分の面積の全部）を当該申請につきロの規定によるとして伐採が認められる面積に加えて得た面積まで縮減する。 (2) 保安機能の維持又は強化を図る必要があるためその指定施業要件として別表第2の第2号(1)ロの基準に準拠して一箇所当たりの面積の限度が定められている森林の一の箇所の立木について皆伐による伐採をしようとする申請が二以上ある場合には、当該箇所に係る当該一箇所当たりの面積の限度たる面積（当該箇所につき当該申請前に当該伐採年度における皆伐による伐採に係る法第34条第1項の許可がされている場合には、その許可された面積をその一箇所当たりの面積の限度たる面積から差し引いて得た面積。次号において同じ。）を当該申請面積に応じてあん分して得た面積まで縮減する。
------	---------------------	---

(裏面3へ)

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

經濟部 林政課

許認可等の内容	保安林における立木の伐採の許可	経 No. 199
---------	-----------------	-----------

(裏面 3)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	(3) 同一の単位とされる保安林等の立木又は前号の森林の一の箇所の立木について皆伐による伐採をしようとする申請が一である場合には、それぞれ、当該同一の単位とされる保安林等につき前条第 3 項の規定により公表された皆伐面積の限度又は当該箇所に係る一箇所当たりの面積の限度たる面積まで縮減する。 (4) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区の森林でその指定施業要件として別表第 2 の第 2 号 (1) ハの基準に準拠して皆伐後の残存部分に関する定めが定められているものの立木につき皆伐による伐採をしようとする申請については、その申請の内容を勘案して公正妥当な方法により当該残存部分に関する定めに適合するまで縮減する。 (5) 択伐による伐採をしようとする申請については、当該森林に係る指定施業要件として別表第 2 の第 2 号 (1) ニの基準に準拠して定められている材積の限度まで縮減する。
------	---------------------	---

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 林政課

許認可等の内容	保安林における土地の形質変更の許可	経 No. 200
---------	-------------------	-----------

根拠法令及び条項	森林法第 3 4 条第 2 項 (第 4 4 条において準用する場合を含む。)	
審査基準	関係条項	森林法第 3 4 条第 2 項ただし書及び第 5 項 森林法施行規則第 2 2 条の 1 0 及び第 2 2 条の 1 1 第 1 項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 許可を要しない場合 保安林においては、市長の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合 (2) 森林所有者等が第 4 9 条第 1 項の許可を受けてする場合 (3) 第 1 8 8 条第 2 項の規定に基づいてする場合 (4) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合 (5) 軽易な行為であって農林水産省令で定めるものをする場合 (2 参照) (6) その他農林水産省令で定める場合 (3 参照) 2 軽易な行為であって農林水産省令で定めるもの 農林水産省令で定める軽易な行為は、次のとおりとする。 (1) 造林又は保育のためにする地ごしらえ、下刈り、つる切り又は枝打ち (2) 倒木又は枯死木の損傷 (3) こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木の損傷 (裏面へ)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 3 0 日 (休日は含まない。)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	
	設定等年月日	平成 2 1 年 3 月 1 日設定 平成 年 月 日変更 (※) 平成 年 月 日変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 林政課

許認可等の内容	保安林における土地の形質変更の許可	経 No. 200
---------	-------------------	-----------

(裏面)

審査基準	基準 (未設定の場合はその理由)	3 農林水産省令で定める場合 農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。 (1) 国又は都道府県が保安施設事業、砂防法第1条の砂防工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくはぼた山崩壊防止工事を実施するためする場合 (2) 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守のためする場合 (3) 自家の生活の用に充てるため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従って下草、落葉又は落枝を採取する場合 (4) 学術研究の目的に供するため、あらかじめ都道府県知事に届け出たところに従って下草、落葉又は落枝を採取する場合 (5) 国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事と協議するところに従い当該国有林の区域内においてする場合 4 市長は、保安林における土地の形質変更の許可の申請があった場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。
------	---------------------	---

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 林政課

許認可等の内容	生産事業者の登録	経 No. 239
---------	----------	-----------

根拠法令及び条項		林業種苗法第10条第1項
審査基準	関係条項	林業種苗法第10条第3項及び第15条第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 都道府県知事は、前項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当する者である場合を除き、政令で定めるところにより、遅滞なく、その登録をしなければならない。 (1) この法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 (2) 第15条第1項の規定により登録の取消しを受けた日から2年を経過しない者 (3) 次に掲げる者以外の者 イ 都道府県知事が種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させることを目的として行なう講習会の課程を修了した者 ロ イに掲げる者以外の者であって、その生産事業に従事する使用人その他の従業者としてイの講習会の課程を修了した者を置くもの(その置かれる当該講習会の課程を修了した者のすべてが前2号のいずれかに該当するものを除く。)
	参考事項	
	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日
標準処理期間	設定等年月日	平成21年 3月 1日設定 平成 年 月 日変更(※) 平成 年 月 日変更(※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

經濟部 産業振興課

許認可等の内容	先端設備等導入計画の認定	経 No. 269
---------	--------------	-----------

根拠法令及び条項		中小企業等経営強化法第52条第1項、第4項
審査基準	関係条項	中小企業等経営強化法第52条第4項 中小企業等経営強化法施行規則第25条
	基準 (未設定の場合はその理由)	中小企業等経営強化法 (先端設備等導入計画の認定) 第五十二条 4 特定市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。 二 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。 中小企業等経営強化法施行規則 (先端設備等導入計画の認定の申請) 第二十五条 法第五十二条第一項の規定により先端設備等導入計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十二による申請書一通を同項に規定する特定市町村の長（以下この条及び次条において同じ。）に提出しなければならない。 2 前項の申請書（第五項において「申請書」という。）には、先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類を添付しなければならない。 3 第一項の中小企業者が第七条第二項に規定する先端設備等を取得する場合においては、あらかじめ、同項に規定する要件に該当することを証する書類を添付して、これを特定市町村の長に提出しなければならない。 4 当該先端設備等導入計画の申請の日の属する事業年度（令和七年四月一日以後に開始する事業年度に限る。）又は当該申請の日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下この項及び次条第五項において同じ。）から当該申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上となる方針を当該先端設備等導入計画に記載する場合においては、その旨を従業員に表明したことを証する書類を添付しなければならない。 5 特定市町村の長は、申請書及び第二項から前項までの書類のほか、基本方針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。
	参考事項	

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 産業振興課

許認可等の内容	先端設備等導入計画の認定	経 No. 269
	設定等年月日	平成 年 月 日 設定 平成 年 月 日 変更 (※) 平成 年 月 日 変更 (※)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成 年 月 日 設定 平成 年 月 日 変更 (※) 平成 年 月 日 変更 (※)

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 産業振興課

許認可等の内容		先端設備等導入計画の変更の認定		経 No. 270	
根拠法令及び条項		中小企業等経営強化法第53条第1項			
審査基準	関係条項	中小企業等経営強化法施行規則第26条			
	基準 (未設定の場合はその理由)	(先端設備等導入計画の変更に係る認定の申請) 第二十六条 法第五十三条第一項の規定により先端設備等導入計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十三による申請書一通を特定市町村の長に提出しなければならない。 2 前項の申請書(次項において「申請書」という。)には、当該先端設備等導入計画に従って行われる先端設備等導入に係る事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。 3 申請書には、先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類を添付しなければならない。 4 第一項の中小企業者が取得する先端設備等を変更しようとする場合であって、その変更後の先端設備等が第七条第二項に規定するものであるときは、あらかじめ、同項に規定する要件に該当することを証する書類を特定市町村の長に提出しなければならない。 5 当該先端設備等導入計画の変更の申請の日の属する事業年度(令和七年四月一日以後に開始する事業年度に限る。)又は当該変更の申請の日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額から当該変更の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額(以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。)を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上となる方針を当該先端設備等導入計画に記載する場合においては、その旨を従業員に表明したことを証する書類を添付しなければならない。			
	参考事項				
	設定等年月日	平成 年 月 日 設定	平成 年 月 日 変更(※	)	
	平成 年 月 日 変更(※	)			
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日(休日は含まない。)			
	設定等年月日	平成 年 月 日 設定	平成 年 月 日 変更(※	)	
		平成 年 月 日 変更(※	)		

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第 2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

經濟部 観光交流課

許認可等の内容	使用の許可	経 No. 289
---------	-------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市水源地域振興拠点施設条例第 3 条第 1 項から第 3 項
審査基準	関係条項	鹿沼市水源地域振興拠点施設条例第 4 条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 市長は、事業施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしてはならない。 (1) 他の拠点施設の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が使用し、又はその使用が暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他拠点施設の管理上支障があると認められるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7 日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成 6 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

(様式第2)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経済部 観光交流課

許認可等の内容	利用の許可	経 No. 293
---------	-------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市水源地域振興拠点施設条例第10条第1項
審査基準	関係条項	鹿沼市水源地域振興拠点施設条例第10条第4項 鹿沼市水源地域振興拠点施設条例第4条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 第2条第4号から第6号までに掲げる施設（以下「利用施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 2 第4条の規定は、利用許可の基準について準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「事業施設の使用」とあるのは「利用施設の利用」と、「使用許可」とあるのは「利用許可」と読み替えるものとする。 3 市長は、事業施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしてはならない。 (1) 他の拠点施設の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められるとき。 (2) 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する行為をいう。）を行うおそれがある者が使用し、又はその使用が暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の活動を助長し、若しくはその運営に資すると認められるとき。 (3) 施設又は附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。 (4) その他拠点施設の管理上支障があると認められるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1 日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成 6 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。

不利益処分に関する処分基準 個票

経済部 観光交流課

不利益処分の内容	利用許可の取り消し	経 No. 294
----------	-----------	-----------

根拠法令及び条項		鹿沼市水源地域振興拠点施設条例第11第1項
処分基準	関係条項	水源地域振興拠点施設条例第10条第2項及び第4項 水源地域振興拠点施設条例第17条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 指定管理者は、利用許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用施設の利用を停止することができる。 (1) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けた事実が明らかになったとき。 (2) 前条第2項の規定により付した条件に違反したとき。 (3) 前条第4項において準用する第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (4) 第17条の規定に違反したとき。1 第2条第4号から第6号までに掲げる施設（以下「利用施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 2 指定管理者は、拠点施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）をする場合に条件を付することができる。 3 第4条の規定は、利用許可の基準について準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「事業施設の使用」とあるのは「利用施設の利用」と、「使用許可」とあるのは「利用許可」と読み替えるものとする。 4 許可使用者等は、許可を受けた目的以外に当該許可に係る施設を使用し、若しくは利用し、又は許可に係る権利を譲渡し、若しくは貸与してはならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日変更（※） 平成 年 月 日変更（※）

(注) ※は、主な変更事項を一つ記入すること。